

# 公益財団法人 富徳会

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人富徳会（以下「この法人」という）の定款20条及び第36条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人の主たる勤務場所に原則として勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員は、定款第16条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けとる財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員報酬は月額とする。
- 3 評議員には、定款第20条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員報酬月額は別表第1「常勤の役員報酬月額」のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、出席謝金を支給する。但し出席謝金は1回あたり2万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

### (報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤の役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

### (退職手当)

第6条 役員及び評議員を一期以上務めて、退任する場合は退職手当を支給することができる。

その場合の金額は、就任後10年未満の役員及び評議員には、10万円以内とし、10年以上の役員には、20万円以内とする。

### (費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を必要とするものについては前もって支払うものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は公益財団法人富徳会設立の日（平成24年4月1日）から施行する。

## 別表第1 常勤の役員の報酬月額

年間報酬額200万円迄の範囲内

(勤務形態：週3日、午前10時から午後4時まで)